

北九州市発達障害者支援アセスメントツール研究会運営要綱

(目的)

第1条 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第二条に規定する発達障害者及び発達障害児、又はその疑いのある者の支援にあたり、一人ひとりの特性や生活場面での困難を正しく理解し、当事者・家族・多職種の協働によるチーム支援の推進を図るため、「北九州市発達障害者支援アセスメントツール研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、その運営にあたり必要な事項を定める。

(研究事項)

第2条 研究会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 研究会の開催に関すること。
- (2) アセスメントツール開発者による講演・研修会等の開催に関すること。
- (3) アセスメントツール実装実験の企画、実施、普及活用策の検討に関すること。
- (4) アセスメントツールの紹介その他情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、別表第1に掲げる関係機関等の実務代表者をもって組織する。ただし、必要に応じて見直すことができる。

- 2 研究会の事務局は、北九州市保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課に置く。

(会議)

第4条 研究会には座長を置く。座長は研究会の構成員のうち、精神保健福祉課長が指定した者とする。

- 2 座長は、研究会の議事進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その会に限り、研究会の構成員のうち、精神保健福祉課長が新たに指定した者がその職務を代理する。
- 4 研究会は精神保健福祉課長が招集する。
- 5 精神保健福祉課長は、第2項各号に取り組む上で、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる機関以外の関係者の出席を求め、アセスメントツールに関する情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 6 研究会の内容は、特定の個人や法人の情報を取り扱う場合を除き、原則公開とする。

(秘密の保持)

第5条 研究会の構成員及び第4条5号の規定により会議に出席した者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第6条 会議の庶務は、北九州市保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課が行う。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は精神保健福祉課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

別表第1

	所属・団体	分野等
1	北九州市医師会（小児科）	医療
2	北九州市医師会（精神科）	医療
3	北九州市立総合療育センター（小児科）	医療
4	北九州市発達障害者支援センターつばさ	福祉
5	福岡県臨床心理士会	心理・教育
6	北九州市教育委員会特別支援教育相談センター	教育